

R8.2.25 第7回十日町”みんなの学校”プロジェクト 方針（たたき台）へのグループワーク意見の反映

資料2

青字：削除 赤字：修正 下線：意見あったが原文のまま

※行目数字は、本稿の数字であり左列の本文とは若干前後します。

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
2	<p>1.十日町市が目指す教育の姿 (1)育てたい子どもの姿(生徒の育成像)【グループワーク】 十日町市が目指す子どもの姿は、十日町市立中学校のあり方検討委員会の提言にもあるように、生徒一人ひとりが自己肯定感や自己有用感を高め、自分のよさや可能性を認識しながら主体的に成長しようとする生徒です。あわせて、集団の中で多様な考えに触れ、互いを認め合い、協力し合いながら、思考力・判断力・表現力や問題解決能力を高め、コミュニケーション能力やリーダーシップ、責任感を備え、主体的・協働的に行動できる生徒です。 また、これからの社会を生きる基盤となる確かな学力を身に付けるとともに、探究的な学びを通して、社会で活用できる知識や技能、規範意識を培い、社会の一員としてよりよく生きようとする姿勢を備えた生徒です。 こうした子どもの姿の実現に向け、学校・家庭・地域が連携し、次代を担う子どもの育成に取り組めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>教育基本法 (教育の目的) 第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 (教育の目標) 第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに</p> </div>	1	2行目 「生徒一人ひとりの」→「生徒一人ひとりが」 目指す子どもの姿が主語であるので	この項は、「十日町市立中学校のあり方検討委員会」の提言(以下、「提言」という)や委員意見を踏まえた「育てたい子どもの姿」なので、ご意見のとおり改めます。
		2	2行目 「自己有用感や自己肯定感」→「自己肯定感や自己有用感」	自己肯定感(基礎)→ 自分の存在そのものを肯定できる感覚 自己有用感(発展)→ 他者や社会の中で役に立っているという実感 自己肯定感が土台となって自己有用感が形成されるという因果関係を考慮し「自己肯定感や自己有用感を高め」に改めます。(生徒指導提要等との整合)
		3	5行目 「生徒を育てます。」→「生徒です。」 目指す子どもの姿なので	NO11に同じ。
		4	8行目 「態度」→「姿勢」	「姿勢」に改めます。
		5	8行目 「態度」→「心」 態度という表現が少し引かなかった	NO4に同じ。
		6	7～8行目 「社会の一員としてよりよく生きようとする態度」→「社会の中から自ら考えよりよい気持ちを選択できる力」	「社会の一員としてよりよく生きようとする姿勢」という表現は、公共性や責任、社会参画を含む概念として整理したものです。修正案は個人の内的判断に焦点が当たり、概念の範囲が限定されるため、原文表現のままにしたいと考えます。(学習指導要領等との整合)
		7	8行目 「態度を育てます。」→「態度を育てていく生徒です。」 目指す子どもの姿なので	「姿勢を備えた生徒です。」に改めます。
		8	目の前のこと、今を観察し、楽しむことができる子どもを育てる教育	ご意見の趣旨は、本方針における「主体的に学び、自分らしく生きる力」に含まれるとして整理します。
		9	学びを遊び、遊びを学ぶ状態を子どもたちに持たせる教育	学校教育における「遊び」の要素は、次期学校教育の重点に表しています。ご意見は、語尾の「教育」に観点があるので、(2)項への意見と解します。(2)項中の「一人ひとりが安心して自分らしく学び」に含まれるるとして整理します。
		10	私たち、みんなの学校プロジェクトの立場としては、たくさん出された素晴らしい意見を、それでは実際の「地域の宝」とどう繋げ、地域の個性的な教育をつくり上げていくのかの視点から語りたい。アート(その子の幸せ、夢、創造性、自己有用感、発想力、科学技術を展開できる)は、強いこの地域には昔からあって、さらに現代へと繋がる術を手に入れた。AIがいくら進歩してもAIに任せたい分野がある。それを人が担っていくべきである。答えが用意されていない答えを考えること。例えばその人の幸せとは。	ご意見の「教育をつくり上げていきたい」は、「教育」に観点があるので、次項以降への意見と解します。(2)中の探究的な学び、(3)の主体的・対話的で深い学び、(6)個別最適な学びに含まれるとして整理します。
		11	自分の良さや可能性を強調しても良いと思う。個を大切にしたい学校にしてみたい	この項の構成としては、「自己の確立(基盤)→他者・社会との関係→未来社会の形成」の文脈になっています。ご意見の「自分の良さや可能性」は文頭に置いて強調しています。個を大切にしたい教育は(6)の個別最適な学びに示しています。
2	<p>1. 十日町市が目指す教育の姿 (2)新しい学校で大切にしたい教育【グループワーク】 新しい学校において大切にしたい教育は、前項で示した「育てたい子どもの姿」の実現に向けて、生徒一人ひとりが安心して自分らしく 学び、仲間や地域と関わりながら、主体的に未来を切り拓いていく力を育む学校教育の実現です。その基盤として、互いを認め合い、安心して相談できる関係性のもとで、みんなが協力しながら成長できる、明るく温かな学校づくりを進めます。 このため、本市がこれまで推進してきた「居心地のよい学級づくり」を一層発展させ、教職員と生徒との信頼関係を基盤とした親和性の高い学校運営を推進します。これにより、自己肯定感・自己有用感の育成を進めるとともに、不登校の未然防止やいじめの早期認知・組織的対応につなげます。あわせて、主体的・対話的で深い学びを中心とした学習活動を通じてコミュニケーション能力や社会性を育みます。また、多様性を認め合うインクルーシブな教育環境のもとで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別最適な学びを充実させます。 さらに、基礎・基本の確実な定着を図る専門性の高い教科指導を土台としつつ、探究的な学びや体験活動、ICTの効果的な活用によって学びの多様化を進め、主体性や探究心、課題解決能力の育成を図ります。(次項以降の導入部分であるため内容を以下にて整理) また、基礎・基本の確実な定着を図る教科指導を土台とし、主体的・対話的で深い学びや個別最適な学び、協働的な学びを一体的に推進します。これにより、生徒の主体性や課題解決能力、コミュニケーション能力や社会性の育成を図ります。あわせて、多様性を認め合うインクルーシブな教育環境のもとで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを支えることで、誰もが安心して学び続けることができる学校づくりを進めます。 あわせて、地域資源や人材を生かした学習やキャリア教育を推進し、ふるさとへの愛着を深めるとともに、社会の一員として自らの生き方を主体的に考え、自立していく力を育みます。 これらの教育活動を支えるため、教職員の専門性を生かした指導・支援体制の充実を図り、誰もが相談しやすく学びやすく安心して過ごせる合いが促進される学校環境と施設の整備充実を進めます。さらに、地域とともにある魅力ある学校づくりを進めます。これらのことを通して、生徒が「学校は楽しい」と実感できる持続可能な教育の実現を目指します。</p>	12	2～3行目 「力を育む学校教育の実現です。」→「力を育む教育です。」 主語が「大切にしたい教育は、」なので	文頭の「新しい学校において」と重複するので、ご意見のとおり改めます。
		13	7行目 「不登校」という言葉をそもそも入れるべきではないと思う。登校すること自体が是という価値観を見直すべき段階なので	ご意見の趣旨は重要な視点であると認識しています。本方針で「不登校の未然防止」と表現しているのは、登校のみを価値の基準とする趣旨ではなく、生徒が学校生活の中で困難や孤立を抱え込まないよう予防的な支援の必要性を示すためです。なお、教育機会確保法においても、不登校というだけで問題行動ではないとされ、状況に応じた多様な学びの機会の確保が求められています(事前配布資料(R7年8月)83P参照)。また、「不登校」という用語は、法や国の政策文書等でも用いられている行政上の共通用語であることから、本方針でも現状の課題を分かりやすく示すために使用しています。
		14	9行目 「社会性を育み、多様性を」→「社会性を育みます。また、多様性を」 一文に二つの内容が入っていて分かりにくい	句点の整理は、委員意見等を踏まえて内容が固まった後に一括で行います。
		15	9行目 「多様性を尊重する」→「多様性を認め合う」 すべての多様性を尊重しては、ただのわがままになってしまう	次期学習指導要領(論点整理)では、「包摂」及び「尊重」で明記していますが、グループワーク意見でも「認め合う」が多くあるので改めます。
		16	10～11行目 「充実を図ることに、誰もが」→「充実を図ります。また、誰もが」 一文にたくさん内容が入りすぎ分かりにくい	NO14に同じ。
		17	17～18行目 「充実を進め、地域とともにある魅力ある」→「充実を進めます。さらに、地域とともに魅力ある」 一文にたくさん内容が入りすぎ分かりにくい	NO14に同じ。
		18	18行目 「学校づくりを通して、生徒が」→「学校づくりを進めます。これらのことを通して、生徒が」 一文にたくさん内容が入りすぎ分かりにくい	NO14に同じ。

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
3	<p>1. 十日町市が目指す教育の姿 (3)主体的・対話的で深い学び 本市の新しい中学校においては、生徒一人ひとりが学ぶ意味を自覚し、自ら課題を見だし、仲間や社会との関わりの中で思考を深めながら学び続ける力を育成することを目指します。そのため、授業においては、生徒が学習への見通しを持って粘り強く取り組み、振り返りを通して学びを次につなげる主体的な学びを重視します。また、生徒同士の協働的な活動における対話や地域社会の様々な人材との関わりを通して多様な考えに触れ、自らの視野を広げながら理解を深める対話的な学びを推進します。</p> <p>さらに、知識の習得にとどまらず、それらに関連付けて活用し、課題解決や新たな価値の創造につなげる深い学びを実現することにより、<u>これからの社会</u>を主体的に生き抜く資質・能力の育成を図ります。</p>	19	1行目 「十日町市の」削除 標記の統一	文中の表記の統一は、委員意見等を踏まえて内容を整理したうえで、一括で見直します。なお、「十日町市」は「本市」を基本にし、文頭や強調する場合は「十日町市」とします。
		20	3～4行目 「生徒が学習への ～ 学びを重視します。」 生徒主体を重視するのであれば少人数クラスとなるのでは	主体的な学びの実施要件は学級規模ではなく、授業設計と指導方法にあります。「主体的・対話的で深い学び」は、文部科学省が学習指導要領で示している授業改善の視点であり、特定の学級規模を前提条件としている訳ではありません。
		21	4行目 「協働的な対話」→「協働や対話」 協働的な対話の意味がよくわからなかった。	「協働的な対話」は、単なる意見交換ではなく共通の課題解決に向けて相互作用しながら思考を深める対話を意味します。よって、「生徒同士の協働的な活動における対話や地域社会の様々な人材との関わりを通して多様な考えに触れ、自らの視野を広げながら理解を深める対話的な学びを推進します」に改めます。
		22	5行目 「考えに触れながら理解を深める」→「考えに触れながら自分の考えを持ち(または広げ)理解を深める」	
		23	8行目 「これからの社会」とは、具体的にどのような社会を想定しているのか記載	本方針は、10年程度のスパンを想定する中長期計画です。そのため、技術革新(AI・DXの進展)、人口減少・少子高齢化、グローバル化、価値観の多様化など、変動要因が多く、特定の社会像に固定することがかえって硬直性を生む可能性があります。「これからの社会」は、こうした変化の総体を指す概念的表現であるため原文表現のままにしたいと考えます。
3	<p>1. 十日町市が目指す教育の姿 (4)小中一貫教育の推進 本市では、少子化の進行や学校規模の小規模化、学力や不登校などの教育課題に対応し、すべての子どもが安心して成長できる教育環境を実現するため、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進します。</p> <p>小学校から中学校への円滑な接続を図り、発達段階に応じた連続性のある学びを保障するとともに、教職員の協働による指導体制の充実や、生徒指導・教育相談の一体的な取組を進めることで、<u>中一ギャップの解消と、学力の向上、自己肯定感・自己有用感の育成を図ります。</u></p> <p>また、<u>地域とともに歩んできた十日町市の教育の特色を生かし、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育を小・中学校を通じて系統的(9年間を見通した段階的な学び)・広域的(学区全域を視野に入れた学び)に展開することで、主体的に学び、他者と協働しながら社会の中で自立して生きる力を育成します。</u></p> <p>これらの取組を踏まえ、新しい中学校においては、<u>本市が目指す教育の姿の実現を図る小中一貫教育の理念を基盤として、個に応じた支援の充実、ICTの効果的な活用、を進めます。また、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、子ども一人ひとりが自分らしく力を伸ばし、将来にわたり学び続けることのできる教育環境を整備します。(次項との重複部分を削除)</u></p>	24	1行目 「学校規模の小規模化」→「学校の小規模化」 言葉の重複を避けるため	「学校の小規模化」に改めます。
		25	4行目 「小学校から中学校への円滑な接続」 新しい中学校への変革で極めて物理的な実現が課題になる要素。小中一貫教育推進に伴う大事な部分なのに、具体性がなく抽象的すぎる。施策案などの例を出して小学校と中学校の連携をうたわないと、中一ギャップや不登校の増加を食い止めることは困難と思える。	本方針は、市全体の教育の方向性を示す基本的な理念・方針文書であることから、具体的な施策の詳細までは記載しておりません。なお、「円滑な接続」等の実現に向けては、「十日町市小中一貫教育基本計画」及び毎年度策定する同実施計画において、具体的取組みを体系的に示しており、今後も状況に応じて見直しを行うこととなります。
		26	4行目 「円滑な接続を図り、発達段階に応じた連続性のある学びを保障」 言いたいことはわかるが表現に少し違和感を感じる	どの部分に違和感があるか分かりませんが、文部科学省の「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」にも用いられていることから原文表現のままにしたいと考えます。
		27	4行目 「図り、発達段階に」→「図り発達段階に」 同じ内容は読点で区切らないほうがよい	読点の整理は、委員意見等を踏まえて内容が固まった後に一括で行います。基本は、読みやすいように意味のまとまりや長い名詞の後、並列語句、文の流れを変える時などに使います。
		28	5行目 「充実や、生徒指導」→「充実や生徒指導」 同じ内容は読点で区切らないほうがよい	NO27に同じ。
		29	6行目 「解消と、学力の」→「解消と学力の」 同じ内容は読点で区切らないほうがよい	NO27に同じ。
		30	7行目 「地域とともに歩んできた十日町市の教育の特色」とは、具体的にどのような特色があるかわからないため、十日町市独自の特色を追記	市の学校教育の重点に挙げ「コミュニティスクール」を推進してきたことが、地域とともに歩んできた市の教育の特色の一つであると認識しています。各校の実践は多様であり、すべてを方針文に記載することは現実的ではありません。また、今後の学校再編後も、実情に応じて創意工夫ある取組が展開されるべきものであることから、あえて具体的事業の列挙は行っていません。本方針では、そうした実践の蓄積を総称して「地域とともに歩んできた十日町市の教育の特色」と表現しています。
		31	7行目 「地域とともに歩んできた」→「教職員や児童生徒、地域とのつながりを大切にしてきた」 十日町市の教育の特色が何を示しているのかよくわからない	NO30に同じ。
		32	7行目 『 』内を追加 ～特色を生かし、『市内各地の多様な自然環境や文化に触れる学び、』ふるさとへの～	NO30に同じ。
		33	8行目 「系統的・広域的」という表現では意図が伝わらない	「系統的」は9年間の連続性を、「広域的」は再編後の学区の全域を視野に入れた学びの展開を意味しています。意図を分かりやすくするため「…小・中学校を通じて系統的(9年間を見通した段階的な学び)・広域的(学区全域を視野に入れた学び)に展開することで…」として付け加えます。
		34	8行目 「主体的に学び、他者と」→「主体的に学び他者と」 同じ内容は読点で区切らないほうがよい	NO27に同じ。
		35	11～12行目 「力を伸ばし、将来に」→「力を伸ばし将来に」 同じ内容は読点で区切らないほうがよい	NO27に同じ。
		36	小中一貫教育のイメージにもよるが、小学校が現状のままであり、中学校が1～3校になった場合、一般的言われている小中一貫校や義務教育学校のような教育課程の編成は困難。『小中一貫教育のあり方について検討を進める』という姿勢が必要。	ご指摘のとおり、現時点で施設一体型の小中一貫校や義務教育学校の設置を前提としているものではありません。小中一貫教育は、必ずしも校舎の一体化を意味するものではなく、9年間を見通した教育課程の連続性や教職員の協働体制等の取組を通じて実現するものと捉えています。そのため、本方針に基づき、今後、本市としての実情に即した小中一貫教育の在り方について検討を進め、基本計画や実施計画の中で定めてまいります。
		37	中学校を統合して大きくなった時の小学校との連携は、むしろ難しくなるように感じる	小中一貫教育は、学校規模の大小や施設形態によって決まるものではなく、連携の仕組みをどのように設計するかが重要です。全国的にも、1つの中学校に対して複数の小学校が接続する形で、小中一貫教育を進めている自治体は多く、複数小学校と連携することを前提に、教育課程や指導の考え方の共通化、小中合同の協議組織や生徒指導・教育相談の一体的な情報共有など、制度的に連携を担保する取組が進められています。本市においても、中学校再編後は、複数小学校と連携することを前提とした小中一貫教育の在り方について検討を進めていく必要があり、具体的な連携方法については、基本計画・実施計画の中で定めてまいります。

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
4	<p>1. 十日町市が目指す教育の姿 (5)特別な支援が必要な生徒の学びの充実とインクルーシブ教育の推進 十日町市は、障がいの有無や特性にかかわらず、すべての生徒が共に学びながら、自分らしく成長できる教育の実現を目指します。そのため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、多様な学びの場を適切に整えるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた柔軟で連続性のある支援体制を構築します。</p> <p>—また、生徒の実態に応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、関係機関や家庭と連携しながら、長期的な視点に立った切れ目のない支援を推進します。さらに、合理的配慮の提供を基本とし、学習環境の整備や教育支援員の配置など、学習上・生活上の困難の改善と自立に向けた力を育みます。</p> <p>—あわせて、障がいのある生徒とない生徒が可能な限り共に学び、相互理解を深めながら、多様性を尊重する共生社会の担い手として成長できる教育を推進します。</p> <p><全文差替え> 本市は、特別支援学級や特別支援学校等をはじめ多様な学びの場を整え、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた柔軟で連続性のある支援体制を構築します。</p> <p>また、関係機関や家庭と連携しながら、生徒の状況に即した「個別的教育支援計画」等を作成し、長期的な視点に立った切れ目のない支援を行います。さらに、学習上・生活上の合理的配慮を基本とし、学習環境の整備や教育支援員の配置などを行うことで、生徒の自立に向けた力を育みます。</p> <p>そのうえで、障がいの有無等にかかわらず、すべての生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。これにより、生徒が相互理解を深め、多様性を認め合う共生社会の担い手として成長できる教育を目指します。</p>	38	3行目 「適切に」削除 適切の意味は、よく当てはまってふさわしい、ぴったり当てはまる、であると思うので、学びの場をぴったり当てはまるようにできるのか	<p>N038～41のご意見をもとに重複部分等を整理し、全文を差替えます。</p> <p>ご意見の趣旨は、障がいの有無で区分する表現自体が固定的な線引きにつながるのではないかと懸念であると受け止めており、重要な視点と認識しています。</p> <p>本方針で「障がいの有無」と記載しているのは、これまで分けて捉えられがちであった状況を前提に、その垣根を越えてこれからも共に学ぶことを目指すという趣旨を明確にするためのものです。この点、当市は先進的な取組がなされています。本表現は差別や固定化を意図するものではなく、むしろこれからも相互理解と共生を進めることを明確に示すための記載です。</p> <p>前段の「学習環境の整備と教育支援員などの配置」が教育環境の整備に当たります。この段落内を、方策(整備・配置)→中間目標(困難の改善)→最終目標(自立の力)の形で整理するため、「学習上・生活上の合理的配慮を基本とし、学習環境の整備や教育支援員の配置などを行うことで、生徒の自立に向けた力を育みます。」に改めます。</p>
		39	7行目 「配置など、学習上・」→「配置などを行い、学習上・」 方策と狙いをはっきりさせるため	
		40	9～10行目 「多様性を尊重する」→「多様性を認め合う」 すべての多様性を尊重しては、ただのわがままになってしまう	
		41	10行目 「成長できる教育を推進」→「成長できるインクルーシブ教育を推進」 タイトル以外に『インクルーシブ』の文言が出てこないため	
		42	9行目 「障がいのある生徒とない生徒が」のような決めつけた言い方が差別につながる	
		43	8行目 「力を育みます。」→「教育環境を整備します。」個人の力を育むことも重要ですが、まずその環境を整備することが第一と考えるため	
44	8行目 「力を育みます。」→「力の育成を進めます。」 方策と狙いをはっきりさせるため。			
4	<p>1. 十日町市が目指す教育の姿 (6)個別最適な学びと協働的な学び 新しい中学校本市では、生徒一人ひとりの興味・関心や理解の状況、学習の進度に応じたきめ細かな支援を行い、それぞれの可能性を最大限に伸ばす個別最適な学びの充実を図ります。</p> <p>その実現に当たっては、ICTを効果的に活用し、学習履歴の活用や教材の多様化、学びの見える化を進めるとともに、学習環境の整備や指導體制の充実により、すべての生徒が安心して学びに向かうことができる環境を整えます。</p> <p>同時に、異なる考えを持つ仲間との協働的な学びを重視し、対話や協働作業を通して理解を深め、新たな気付きや価値を生み出す学習活動を推進します。</p> <p>これらを一体的に進めることで互いに高め合う学びを実現し、社会の中で主体的に協働できる力の育成を目指します。</p>	45	3行目 「教材の多様化」→「教材選定」 多様化とすると、かなり多い印象を持つ	この項における「教材の多様化」は、単に教材の数を増やすことを意味するものではありません。生徒一人ひとりの興味・関心、理解の状況、学習の進度等に応じて、紙教材・デジタル教材・映像・探究素材などを適切に組み合わせるなど、学びに応じた質的な広がり確保することを指しています。
4	<p>1. 十日町市が目指す教育の姿 (7)キャリア教育の推進 本市におけるキャリア教育は、単に進路選択のための指導にとどまらず、生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を理解し、社会との関わりの中で主体的に生き方を考え、将来の自立に向けて必要な資質・能力を育む教育として推進します。</p> <p>そのため、新しい中学校本市では、教科等の学習や学校生活のあらゆる場面を通して、自己理解や他者理解を深める学び、課題を主体的に解決する学び、協働しながら社会に参画する学びを重視します。また、地域社会や産業、自然、文化と深く結びついた本市の特色を生かし、体験的・探究的な活動や地域との協働的な学習を充実させることで、(歴史・文化等の記述は「コミュニティ・スクールの推進」にまとめ、ここでは概念的な表現に改めます)</p> <p>また、地域や社会と関わる学びを通して、生徒が社会の一員としての役割を自覚し、働くことや社会に貢献することの意義を実感できる機会を創出します。</p> <p>さらに、発達段階に応じて、将来を見通しながら自らの進路を選択し実現していく力を育成するため、学校教育全体の中にキャリア教育を位置付け、家庭・地域・関係機関と連携した体系的な取組を推進します。これにより、生徒が自分らしい生き方を主体的に切り拓き、変化の激しい社会においても他者と協働しながら持続可能な未来を創造していく力を育むことを目指します。</p>	46	1行目 「十日町市立中学校」→「新しい中学校」 標記の統一	N019に同じ。
		47	1行目 「職業選択」→「進路選択」 職業選択という単語は、卒業したら就職みたいに感じる。進路選択の方が教育的なのでは	ご意見のとおり、広く解釈できるよう「進路選択」に改めます。
5	<p>2. 目指す教育の姿の実現に必要な教育環境の整備 (1)必要な教育体制 まず、ICTや通信環境を整え、学校に限らず、自宅や公共の施設などでも学べる環境をつくります。これにより、大雪や災害などがあっても学びを続けることができるとともに、他地域や多様な人とつながる学習を可能にします。</p> <p>また、不登校の生徒や特別な支援が必要な生徒を含め、すべての生徒が安心して過ごせる居場所のある学校づくりを進めます。生徒の悩みに専門的な立場で対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの連携のもと、相談しやすい体制や環境を整え、一人ひとりに合った関わりができる学校を目指します。応じた支援を行います。</p> <p>さらに、十日町本市の歴史や文化、自然、産業を学ぶ機会を大切にし、体験を通してふるさとへの理解と誇りを育みます。地域の方々に関わりやすい、開かれた学校とし、学校が地域の交流の場となることを目指します。(歴史・文化等の記述は「コミュニティ・スクールの推進」に一括)</p> <p>さらに、教職員や関係機関が連携し、生徒の状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。</p>	48	5行目 「取組み」→「取組」 標記の統一	N019に同じ。
5	<p>2. 目指す教育の姿の実現に必要な教育環境の整備 (1)必要な教育体制 まず、ICTや通信環境を整え、学校に限らず、自宅や公共の施設などでも学べる環境をつくります。これにより、大雪や災害などがあっても学びを続けることができるとともに、他地域や多様な人とつながる学習を可能にします。</p> <p>また、不登校の生徒や特別な支援が必要な生徒を含め、すべての生徒が安心して過ごせる居場所のある学校づくりを進めます。生徒の悩みに専門的な立場で対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの連携のもと、相談しやすい体制や環境を整え、一人ひとりに合った関わりができる学校を目指します。応じた支援を行います。</p> <p>さらに、十日町本市の歴史や文化、自然、産業を学ぶ機会を大切にし、体験を通してふるさとへの理解と誇りを育みます。地域の方々に関わりやすい、開かれた学校とし、学校が地域の交流の場となることを目指します。(歴史・文化等の記述は「コミュニティ・スクールの推進」に一括)</p> <p>さらに、教職員や関係機関が連携し、生徒の状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。</p>	49	1～3行目の文章「まず、～」と4～7行目の文章「また、～」は逆がいいのでは	本項では、教育環境を「学びを支える基盤(ICT等)→生徒一人ひとりを支える支援体制→地域と連携した学び」という流れで構成しています。そのため、まず学びの基盤となる環境整備を示し、その上で安心して過ごせる支援体制について記載する構成としています。
		50	1行目 「通信環境を整え」は難しいのでは	ご意見のとおり、通信環境の整備には地域の状況や技術的な課題もあります。しかし、本方針は将来に向けた教育環境の方向性を示すものであり、ICTを活用した学びを進めていく上で通信環境の整備は重要な基盤となります。そのため、具体的な方法や整備の進め方については今後の検討や社会状況を踏まえながら対応していくこととし、方針としては方向性を示す表現としています。
		51	1行目 「公共施設」とは何か。情報館なども含まれるか	ここでいう「公共施設」とは、情報館や公民館、コミュニティセンターなど、市民が利用できる公の施設を想定しています。よって、「公共施設」を「公の施設」に改めます。具体的な施設を限定するものではなく、今後のICT環境の整備状況や地域の実情に応じて、学校外でも学びを継続できる場所を確保していくという方向性を示したものです。

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
		52	1行目「公共施設などでも学べる」→「公共施設などでも誰でも平等に学べる」	ご意見の趣旨である「誰もが学べる環境を大切にする」という考え方は重要であり、本方針全体でも、すべての生徒が安心して学べる教育環境の整備を基本として位置付けています。一方で、本項では学びの場を学校外にも広げるという趣旨を示すことを主眼としているため、表現としては「公の施設などでも学べる」としています。なお、教育の機会均等や誰もが学べる環境づくりの考え方は、方針全体の中で含まれています。また、公の施設の平等利用は法律で保障されています。
		53	4行目「不登校の生徒や特別な支援が必要な生徒を含め、」を削除	ご意見のとおり、すべての生徒が安心して過ごせる学校づくりを進めることが基本であり、その点は本方針全体の考え方でもあります。ご指摘の部分は、後述の「すべての生徒が」に含まれることからこの項では削除します。
		54	6行目「スクール・ソーシャル・ワーカー」→「スクールソーシャルワーカー」	ご指摘のとおり、「スクールソーシャルワーカー」に改めます。
		55	6行目「相談しやすい体制を整え」→「相談しやすい体制や環境を整え」 次の(2)必要な学校施設に『居場所』の内容がないため	ご指摘のとおり、「相談しやすい体制や環境を整え」に改めます。
		56	6～7行目「一人ひとりに合った関わりができる学校を目指します。」→「一人ひとりに適応した対応のできる環境を整備します。」相談しやすい体制は、個々の問題に対応できる環境を整備することと考える	「一人ひとりに応じた支援を行います。」に改めます。
		57	7行目「学校を目指します。」→「学校をつくります。」勉強だけでなく、精神面や体のことなど何でも話せる環境・カウンセラーは必須	ご指摘のように、生徒が学習面だけでなく、心や体のことなどについても安心して相談できる環境を整えることは重要であり、そのためにはスクールカウンセラー等との連携に加え、適切に対応できる教職員の配置や資質向上も大切であると考えています。一方で、こうした体制づくりは人員配置や専門職との連携など、市以外の機関にも関わることから、方針文としては方向性を示す表現として「目指します」としています。
		58	8行目「十日町市の歴史や文化、」→「十日町市全域の多様な歴史や文化、」	本文の「十日町市の歴史や文化」という表現には、市内各地域に受け継がれてきた多様な歴史や文化を含む意味を持たせています。そのため、あえて「全域」や「多様な」という語を加えなくても趣旨は含まれているため、原文表現のままにしたいと考えます。
		59	30年後にできる学校が近未来にできる学校をハイセンスでアーティスティックな1校つくる。例えばナカゴグリーンパークあたりに。八海山が見渡せるアートな環境を活かした学校を30年がかりで実現する。外からも来たいと思われるような画期的な学校を1校つくる。	「他の地域から人が来るような、選ばれる学校づくり」は提言にも明記されていました。ご意見にある視点は、児童生徒アンケートにおいてもほぼ見当たらなかったため、今後の参考にさせていただきます。
		60	この十日町が先頭を走っている地球規模で始まった里山のアート、地球環境を考える土俵を最大限に生かす。何億円もかけてつらえてきた現代の目を加えたアート環境を活かしていくことで、その中心軸にある豊かな発想力を養う。これを生かしていければ、この地域は何だろう、捨てずに宝を育てて。	N059に同じ。
5	2.目指す教育の姿の実現に必要な教育環境の整備 (2)必要な学校施設 校舎や設備については、空調や雪対策、防犯対策を充実させ、だれにとっても使いやすいバリアフリーの学校を目指します。また、教科ごとの教室や自由に使える学習スペースなど、さまざまな学び方に対応できる教室や 体育施設等の整備 を検討します。 給食や食育にも力を入れ、地元の食材や食文化を学ぶ機会を充実させます。あわせて、運動や文化・芸術活動に 取り組みやすい 環境を整え、心と体の健やかな成長を支えます。 通学については、公共交通を最大限活用し、スクールバスなどの活用を含めて、安全で 通いやすい方法 を確保します。冬の厳しい気候に配慮するため、宿泊にも対応できる環境を整え、 通学の工夫も行います。 (後段の「6(1)通学方法」と重複するため削除)	61	2行目「教科ごとの教室や自由に使える学習スペースなど」→「学習スペースや運動施設など」	後段の「教室を検討します。」を「教室や体育施設等の整備を検討します。」に改めます。
		62	3行目「教室を検討」→「教室を整備」 決めておかなければ設計に間に合わないの	制度上、先々の財政負担を拘束する表現は避けなければならないため原文表現のままにしたいと考えます。
6	また、環境にやさしい学校づくりを進めるとともに、災害時には地域の避難所として 役立つ学校を目指します。 機能する学校施設の整備を図ります。 これらの取組を通して、子どもたちが安心して学び、 地域とともに成長できる中学校をつくらせていきます。 ぶことができる教育環境を整えます。	63	1～2行目「災害時には地域の避難所として役立つ学校を目指します。」地域の避難所の設営は、地域ごとに細やかな体制を別の課で対応していただき、学校は生徒の日常や学習の場を復旧することに全力をあげてもらいたい	国においては、学校施設は非常災害時には地域住民の避難所等としての役割も果たすことを前提に、その安全性の確保と防災機能の強化を進めています。一方で、被災後の教育活動を早期に再開するために、教職員が教育活動再開に専念できる体制を確保するなど、適切な対応を行うこととしています。本市の避難所運営計画では、指定避難所の開設・運営は、市が県、施設管理者、自主防災組織、地域自治組織等の協力を得て行うことになっています。なお「役立つ学校」を「機能する学校施設」に改め、「地域とともに成長できる」を削除します。

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
6	3.学校マネジメント(運営管理、職員の働く環境等) (1)働きやすく充実した指導ができる体制 教職員が本来の教育活動に専念できるよう、校務の分担と組織的運営を進め、効率的で持続可能な勤務体制を整備します。 そのために、教科担任制の充実や校務分掌の適正化を図り、教職員が専門性を生かした役割を担える体制を構築します。また、ICTの活用や共同学校事務の機能強化により事務負担の軽減を進めるとともに、部活動の地域展開や授業における外部人材の活用を推進し、教育活動と勤務時間の適正な両立を実現します。	64	地域住民がより係わり、教職員の負担を減らす	ご意見のように後段に示しますコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の充実が重要であると考えています。
		65	教職員が充実した指導ができるよう、コーチング研修をすることを体制構築に加えることをぜひ検討してほしい。『引き出す』コミュニケーションスキルを高めるコーチングは、生徒の主体性を教員が引き出しつつ、教員自身の成長と学校全体の教育力を高めることにつながる。教員自身の自己有用感を高め、問題解決力の育成にもなる。探求学習をサポートする能力も高まるため、生徒指導力も上がる。これからの学校教育において、コーチング研修は非常に有効かつ必要とされている取組とを感じる。	コーチングの考え方やコミュニケーションスキルは、生徒の主体性を引き出す指導や、教職員同士の協働的な関係づくりを進めるうえで有効な手法の一つであると考えています。特に、生徒の主体的な学びや探究的な学習を支える指導においては、教員が「教える」だけでなく、生徒の考えや可能性を「引き出す」関わり方が重要であるとのことご指摘は、学校教育の方向性とも一致するものです。 一方で、本方針は、新しい中学校における学校運営や教育環境の基本的な方向性を示すものであり、特定の研修手法や個別の研修内容までを具体的に規定するものではありません。教職員研修の具体的な内容については、今後の学校運営や研修計画の中で、教育課題や学校の実情を踏まえながら検討・実施していくこととなります。いただいたご提案は、教職員の指導力向上や学校全体の教育力の向上に資すると考えられることから、今後の教職員研修の充実を検討していく際の参考とさせていただきます。
6	3.学校マネジメント(運営管理、職員の働く環境等) (2)やりがいを持って働ける環境づくり 教職員が教育への意欲と誇りを持ち、協働しながら成長し続けられる職場環境の形成を目指します。 そのために、教職員同士が支え合い、学び合う組織文化を育むとともに、授業改善や研究活動に取り組む時間を確保します。また、適切な業務量管理を行い、心身の健康保持とワーク・ライフ・バランスの向上を図ることで、安心して長く働き続けられる環境を整えます。	66	「地域採用を推進し、地元密着の教職員を育成するため、学校間の異動に関しても考慮します。」を追記。数年おきに異動があると先生の負担も大きいし、保護者としても先生に見てもらいたい気持ちがあるため	教職員が地域の実情や生徒の状況をよく理解し、継続的に関わることは、学校と地域との信頼関係の形成や、きめ細かな指導につながる重要な視点であると考えています。また、地域のことをよく知る教職員に教えてもらいたいという気持ちも理解できます。 一方で、公立学校の教職員の任命や異動については、県費負担教職員制度のもとで、任命権者(県教育委員会)が広域的な観点から配置や異動を行っているため、市の方針として具体的に定めることは難しい状況です。また、現在は全国的に教員不足が課題となっており、特に地方においては地元出身の教職員の確保が容易ではない状況もあります。このため、本方針において学校間の異動の在り方を直接記載することは想定していませんが、教職員が地域の特性を理解しながら教育活動を進められるよう、市としても県教育委員会と情報共有や意見交換を行い、必要に応じて要望していくことが大切であると考えています。
6	3.学校マネジメント(運営管理、職員の働く環境等) (3)学びのサポート体制 多様な学びのニーズに対応し、生徒一人ひとりの成長を支えるため、学校内外の専門人材が連携する支援体制を構築します。 そのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や教育支援員等の専門スタッフを効果的に配置することで、チームとして生徒を支える体制を充実させます。 また、地域や関係機関との連携を強化し、学習支援、生活支援、進路支援を一体的に推進することで、誰一人取り残さない学びの環境を実現します。	67	サポート体制に関して、「教員がドロップアウトしないような相談体制の確保」という内容を入れてはどうか	教職員が安心して働き続けられる環境を整えることは、学校運営の安定や教育の質の向上にとって非常に重要であり、教職員が悩みや課題を抱え込まずに相談できる体制を整えることは大切な視点です。 本方針においても、「(2)やりがいを持って働ける環境づくり」の中で、教職員同士が支え合い学び合う組織文化の形成や、適切な業務量管理、心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの向上などを位置付けており、教職員が安心して働き続けられる環境づくりを進めることとしています。これらは、教職員が悩みを抱え込まず、必要に応じて相談しながら業務に取り組める体制づくりにもつながるものと考えています。
		68	4行目「効果的に配置することで、」→「効果的に配置し、」文頭につながるように	「～することで、～を実現する」という手段・目的を示す構成文ですので、原文表現のままにしたいと考えます。
		69	4行目「配置することで、チームとして」→「配置し、全教職員への研修等を行うことで、チームとして」担任や専門スタッフだけでなく、全教職員で支援の必要な生徒の成長を支えていくことが望ましいため	支援を必要とする生徒の成長を、担任や専門スタッフだけでなく、学校全体で支えていくことが重要であるというご指摘の趣旨は、大切な視点であると考えています。本方針においても、「チームとして生徒を支える体制を充実させる」としているのとおり、特定の教職員だけでなく、教職員全体が連携して生徒を支える体制づくりを進めていくことを想定しています。その中には、教職員間での情報共有や研修、専門スタッフとの協働などを通じて、学校全体で支援の質を高めていく取組も含まれるものと考えています。なお、本方針は新しい中学校づくりの基本的な方向性を示すものであることから、特定の取組(研修の実施など)を含めて「生徒を支える体制」としていることから、個別に列挙する形とはしていません。いただいたご意見の趣旨は、今後の学校運営や教職員研修の充実を検討する際に生かしてまいります。
		70	地域住民がより係わり、教職員の負担を減らす	NO64に同じ。

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
7	4.地域や社会との連携・協働の体制 (1)コミュニティ・スクールの推進 <p>十日町本市では、<u>中学校の再編にあたり</u>、学校だけで子どもを育てるのではなく、地域や社会と力を合わせてコミュニティ・スクールを推進し、子どもたちの成長を支える学校を目指して行っています。</p> <p>今後はさらに発展させ、地域の企業や働く人と連携し、出前授業や職場体験などを通して、働くことの意味や本市の産業の魅力を学ぶ機会を拡充します。将来の仕事や進路を考えるきっかけとするとともに、ふるさとへの関心を高めていきます。(理念部分は「キャリア教育」に一括)</p> <p>また、地域の大人や専門家、学校の卒業生など、さまざまな人を学校に迎え人材と関わることで、教科の学習だけでは学べない経験や考え方に触れる機会をつくり、地域の人の人生経験や思いから、夢や生き方、人との関わりについて学びます。</p> <p>さらに、地域の自然や歴史や、文化、雪国ならではの暮らしなど伝統行事、祭り、芸術などに親しむ学びなどを大切にし、十日町市の特色を生かした体験的な学習を通してふるさとへの誇りや愛着を育てます。また、農業体験や自然体験、雪国ならではの暮らしを学ぶ活動など、十日町市の特色を生かした体験的な学習を進めます。</p> <p>これらの取組を進めるに当たり、保護者や地域住民等で構成する学校運営協議会を中心に学校と地域との連携を強化することで、協働による学校づくりを推進します。</p>	71	4行目「連携し、出前授業や」→「連携して出前授業や」読点を少なくして修飾関係を明確にするため	N027に同じ。
		72	7行目「さまざまな人を学校に迎え」は、どんな人が来るのか不安に感じる。選考基準や事前指導の有無なども記載	本方針では、地域の方や専門家、卒業生など、多様な人との関わりを通して、生徒がさまざまな経験や価値観に触れる学びを大切にするという方向性を示しています。実際に学校に招く方については、これまでも学校や教育委員会が教育的観点や事業主旨、安全面を十分に確認したうえで依頼することを基本とし、必要に応じて事前の打合せや趣旨説明などを行いながら実施しています。よって、無差別に学校に招き入れることはありません。なお、この一文を「人材と関わる」に改めます。
		73	11行目「雪国ならではの暮らしを学ぶ活動など」→「伝統的な産業の体験、雪国の暮らしの体験など」十日町市の特色ある産業(着物)も入れたいので	「伝統的な産業」については、前段の「本市の産業」に含まれます。
		74	地域活動と交流の場づくりが新たな序列や体験格差を生まないよう、運営にあたっては地域住民と学校双方で慎重に進める	地域活動の実施にあたっては、参加機会に差が生じたり、新たな序列につながりやすいことがないよう配慮することが重要であると考えています。具体的な取組については、コミュニティ・スクールの仕組みの中で、学校運営協議会の機能を生かし、地域活動や交流の在り方について学校と地域が協議しながら進めることで、生徒が安心して参加できる形で進めていきます。
		75	小中一貫、学校選択との関係でコミュニティ・スクールの維持も難しい。狭義には、『学校運営協議会を設置した学校』ということであるが、地域連携(公民館)を考えた場合、生涯学習課とのすり合わせが必要。	コミュニティ・スクールは、法令上は学校運営協議会を設置した学校を指すものであり、学校運営への地域の参画を制度的に位置付ける仕組みであると認識しています。一方で、学校と地域との連携を実際の教育活動として広げていくためには、地域の団体や公民館活動など、社会教育分野との連携も重要であると考えています。 当市ではこれまでも、コミュニティ・スクールの体制を充実させるため、学校支援地域コーディネーターを配置し、地域の方々が学校教育に協力・参画しやすい環境づくりを進めてきました。こうした取組を通して、学校と地域をつなぐ仕組みづくりを進めてきた経緯があります。 今後も、学校運営協議会の機能を生かしながら、地域学校協働活動に取り組む方や社会教育や産業部門等との連携も図り、学校と地域が相互に支え合う体制づくりを進めていきます。そのことを文中に加ええます。
		76	小中一貫校の基本的な考え。中学校に集約されていくとしても小学校を中心としたコミュニティ・スクールとしての捉え方が大切。松之山は「森の学校」を小中一貫校のテーマでつながる。松代は「農舞台」、中里は「三国峠から流れ出てくる川」をテーマでつながる小中一貫校。十日町は楽市楽座としてのテーマでつながる小中一貫校。川西は田園都市としての中学校をクリエイティブにいく。	小中一貫教育を進めるうえでは、地域の自然や文化、産業などの特色を生かした学びを大切にすることが重要であると考えています。本方針では基本的な方向性を示していますが、具体的な教育活動については、小中学校の連携の中でそれぞれの地域の特色を生かしながら展開していくことを想定しています。
7	4.地域や社会との連携・協働の体制 (2)地域活動と交流の場づくり <p>地域におけるボランティア活動やイベントの運営などに生徒が参加することでへの参加をとおして、生徒が地域の一員としてのものであることの自覚を育みます。学校と地域が一緒に行事や活動をつくり上げる関係を深めていきます。</p> <p>こうした取組を支えるそのため、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動の仕組みを整え、地域全体で子どもを見守り、育てる体制を構築します。公民館や市民センターをはじめとする公共の施設なども活用し、学校の内外に学びや交流の場を広げます。</p> <p>また、放課後や休日にも、子どもたちが安心して過ごせる居場所を地域と協力してつくり、防犯や見守り体制を整えます。専門家や関係機関とも連携し、心や生活の面でも子ども一人ひとりを支えます。</p> <p>スポーツや文化・芸術活動についても、地域の団体や施設と連携し、多様な体験活動ができる環境を整えます。あわせて、保護者や保育園・小学校とも連携し、成長の節目を大切にしたい切れない支援を行います。</p> <p>このように、十日町市立本市の中学校は、地域とともに学び、支え合いながら、生徒の未来を育てる学校を目指していきます。</p>	77	5行目「公民館をはじめとする」→「公民館や市民センターをはじめとする」公民館のコミセン化(市民センター化)による	「公民館や市民センターをはじめとする」に改めます。
		78	5行目「公民館をはじめとする」公民館の市民センター化を推進している中で、公民館の名称でよいのか	N077に同じ。
		79	7～8行目 安全面に対しての文章を追記してほしい	放課後や休日の子どもの居場所づくりにおいては、安全面への配慮が重要であると考えています。 本方針では、「防犯や見守り体制を整える」と記載しており、安全に配慮した取組を前提に進めていく趣旨を含めています。具体的な活動の実施にあたっては、地域の方々や関係機関と連携しながら、安全管理や見守り体制の確保などに十分配慮し、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めていきます。 なお、本方針は基本的な方向性を示すものであり、具体的な運営方法や安全確保の取組については、学校や地域の実情を踏まえながら適切に進めていきます。
		80	11行目「保護者や保育園・」→「保護者もとよりOBや卒業生、保育園・」中学校のことをよく知っているため	学校の卒業生や地域で活動する方々が学校教育に関わることは、子どもたちにとって多様な経験や学びにつながる大切な取組であると考えています。 本方針では、地域の方々や関係者との連携を幅広く含む趣旨で記載しており、特定の主体のみを列挙するのではなく、地域のさまざまな人材が学校教育に関わる可能性を含めた表現としています。 なお、卒業生をはじめとする地域の方々の協力については、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの仕組みの中で、学校や地域の実情に応じて幅広く参画していただくことを想定しています。
		81	13行目「十日町市立中学校」→「新しい中学校」標記の統一	N019に同じ。

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
8	<p>5.建設・運営に係る費用対効果</p> <p>本市の中学校施設は、全体の約7割が築40年以上を経過しており、外壁や屋上防水、設備機器などの老朽化が進行しています。これまで耐震化や必要な修繕を実施してきたものの、今後は大規模改修や長寿命化改修を計画的に実施しなければ、安全で快適な教育環境を維持することが困難な状況にあります。</p> <p>一方、現在の学校配置のまま施設を維持し続けた場合、多くの施設において同時期に更新・改修が必要となり、将来にわたり多額の財政負担が継続的に生じることが見込まれます。さらに、近年は建設資材や人件費の高騰により学校施設整備費が上昇しており、整備を先送りするほど将来の負担が一層増大することが懸念されます。</p> <p>また、生徒数の減少が進む中で、現行の学校規模を維持し続けることは、教育活動の活力や学習環境の充実の面においても課題となります。多様な学びや教育活動を充実させるためには、一定の集団規模の確保と、教科教室型等の時代の変化に対応した機能的な施設整備が不可欠となっています。</p> <p>このため、本市においては、将来の教育環境の質の向上と持続可能な財政運営の両立を図る観点から、学校の適正配置と施設の集約化を進め、学校統合を含めた計画的な施設整備を推進するものとします。</p> <p>新しい学校施設の整備にあたっては、安全・安心で快適な学習環境の確保を基本とし、主体的・協働的な学びを支える柔軟性の高い空間を整備するとともに、長期的な視点に立った維持管理コストの縮減と環境負荷の低減を実現し、将来にわたり持続可能な学校施設の構築を目指します。</p>	82	18行目 「構築を目指します。」→「構築を目指すことから、新規に校舎を建築することを基本とします。」中学校の再編にあたっては、『将来にわたり持続可能な学校施設の構築を目指す』ため	<p>将来にわたり持続可能な学校施設を構築するためには、施設の老朽化の状況や必要な機能、維持管理コストなどを総合的に勘案し、最適な整備手法を検討していくことが重要であると考えています。</p> <p>本方針は、新しい中学校づくりの基本的な方向性を示すものであり、具体的な施設整備の手法については、今後の基本計画や設計段階において、既存施設の状況、必要な教育機能、事業費や財政負担などを総合的に検討しながら判断していくこととなります。よって、将来の予算に関わることから、本方針では特定の整備手法をあらかじめ限定する表現とはせず、安全・安心で快適な学習環境の確保、主体的・協働的な学びを支える柔軟な空間の整備、維持管理コストの縮減や環境負荷の低減など、将来にわたり持続可能な学校施設の構築を目指す方向性を示す記述としています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施設整備の具体的な検討を進める際の参考とさせていただきます。</p>
		83	中学校再編と小中一貫教育の推進には小・中学校が同一施設に入ることを見越したものであるといいのでは	<p>N036でもお答えしているとおり、小中一貫教育は、必ずしも同一施設で実施する場合に限られるのではなく、全国的にも、小学校と中学校がそれぞれの校舎を使用しながら教育課程や指導体制を連携させる「施設分離型」や「施設隣接型」など、地域の実情に応じた多様な形態で推進されています。</p> <p>本方針では、小中一貫教育の理念や取組の方向性を示すことを目的としているため、施設の形態についてあらかじめ特定の方式を前提とする記述とはしていません。今後、学校施設の整備や配置の検討を進める中で、教育効果や地域の実情、通学環境などを総合的に勘案しながら、最適な連携の在り方について検討していきます。</p>
8	<p>6.新たな中学校の配置</p> <p>(1)通学方法【グループワーク】</p> <p><u>十日町市立本市</u>の中学校の再編にあたっては、すべての生徒が安心して通学し、学びに集中できるよう、安全性・利便性・持続可能性に配慮した通学環境を整備することを重要な柱とします。</p> <p>通学手段については、路線バスや鉄道などの公共交通を積極的に活用し、高校生や地域住民と共用できる、持続可能な通学体制の構築を目指します。一方、公共交通のみでは対応が困難な地域については、スクールバスを基本とした通学手段を確保し、駅や中継地点との接続など、地域の実情に応じた柔軟な運行を行います。</p> <p>通学時間については、「概ね45分以内(夏期)」を目安とし、特に遠距離や山間地から通学する生徒の負担軽減に配慮します。あわせて、冬季や豪雪期においても安全な通学を確保するため、待合所や登校時間の調整、宿泊施設の活用など、必要な対応を検討します。</p> <p>また、自転車や徒歩による通学についても位置づけを明確にし、通学路の安全点検や交通安全指導を継続的に行います。</p> <p>学校の立地については、駅や交通拠点との関係を考慮し、通学のしやすさに配慮した配置を検討します。さらに、ICTを活用し、通学時の安全管理や通学・待ち時間を生かした学びの工夫、災害時等におけるオンライン対応を進めます。</p>	84	1行目 「十日町市立」削除 標記の統一	N019に同じ。
		85	1～2行目 これを保護者も読むのであれば、「すべての生徒」にプラスして保護者目線の言葉がほしい。通わせるのは親だから	<p>生徒が安心して通学できる環境を整えることは、保護者にとっても大きな関心事項であると認識しています。</p> <p>本項では、「すべての生徒が安心して通学し、学びに集中できるよう、安全性・利便性・持続可能性に配慮した通学環境を整備する」としており、通学の安全性や負担の軽減、冬季の対応などについて記載しています。これらは、生徒本人だけでなく、日々子どもを送り出す保護者の安心にもつながる視点を含めて整理しているものです。また、通学手段の確保や通学時間の目安、冬季の安全対策、通学路の安全点検などの取組は、保護者の不安や負担の軽減にも配慮した内容となっています。</p> <p>いただいたご意見も踏まえ、今後、保護者にも分かりやすい表現となるよう、説明の際には趣旨を丁寧にお伝えしていきます。</p>
		86	7行目 「概ね45分以内(夏期)」→「概ね45分以内(冬期)」大雪で休校になるのはこの地域では稀ですが、気持ちの負担も考えて30分前後にしてあげたい	<p>ご意見のとおり、特に冬季における通学の負担や安全性への配慮は重要であると認識しています。本方針では、通学時間について「概ね45分以内(夏期)」を一つの目安として示しています。これは、学校の配置や通学手段の検討に当たり、生徒の通学負担に一定の配慮を行う必要がある一方で、学校の適正な規模の確保や教育環境の充実とのバランスを総合的に考慮する必要があるためです。仮に通学時間を冬期の条件で一律に設定した場合、地域の地理条件や交通事情によっては学校配置の選択肢が大きく制約され、教育活動に必要な規模や機能を確保することが難しくなる可能性があります。</p> <p>そのため、本方針では年間を通じた通学の基本条件として「夏期の通学時間」を目安としつつ、冬季や豪雪期については、待合所の整備や登校時間の調整、必要に応じた宿泊施設の活用など、地域の実情に応じた対策を別途検討することとしています。</p> <p>今後、具体的な通学方法や運行計画を検討する際には、冬季の安全性や生徒の負担軽減にも十分配慮しながら、通学環境の整備を進めていきます。</p>
9	<p>これらの取組を進めるにあたっては、<u>交通事業者や地域団体、民間事業者等</u>と連携し、地域全体で支える持続可能な通学体制の構築を図ります。</p>	87	7行目 「45分通学の難しい松之山は小規模として維持する」を追記。松之山から市内に45分で通学は現実的ではないため	<p>本方針は市全体の中学校の在り方を長期的な視点から整理するものであり、特定の地域について学校の存続を個別に位置付けることは、将来の生徒数の変化や教育環境の確保の観点から慎重に考える必要があります。</p> <p>特に市内の地域によっては、近年の出生数が年間1～2人程度で推移していることや、進学先として市外の学校を選択する動きも見られることから、将来的に一定規模の学校を維持することは難しくなる可能性があります。このため、本方針では特定地域の学校の存続を個別に記載するのではなく、子どもの出生数、通学環境、教育環境の充実などを総合的に勘案しながら、長期的に持続可能な教育環境の確保を基本として検討していく考え方を示しています。</p> <p>なお、具体的な通学方法や通学支援の在り方については、地域の実情や冬季の通学条件にも十分配慮しながら、今後検討を進めていきます。</p>
		88	8行目 「冬季や」削除 同じ意味合いの文言の重複を避けるため	<p>本項では通学環境を検討する際の配慮事項として、冬季全体における通学条件と、特に降雪量が多くなる豪雪期の安全対策の両方を想定して記載しています。例えば、冬季には日照時間の短さや路面凍結、積雪による歩行環境の変化など、降雪量の多少にかかわらず通学条件が変化することがある一方、豪雪期には交通の遅延や除雪状況など、さらに特別な対応が必要となる場合があります。このため、「冬季や豪雪期」と併記することで、冬の通学環境全体に配慮する趣旨を明確にしているものです。</p> <p>なお、文章表現については、全体の分かりやすさや読みやすさの観点から、今後必要に応じて整理を検討していきます。</p>

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
		89	冬季や豪雪期への対応はへの対応は、別に項目を立ててはいかがか	本項では「通学方法」の中で年間を通じた通学環境の確保について整理しており、その中の一要素として冬季や豪雪期の対応にも触れる形としています。これは、通学手段や通学時間、安全対策などを一体的な通学環境の整備とスクールバスの運行等の年間をとおして安定的な通学体制の維持を目指すことを意図したものです。 そのため、現時点では冬季や豪雪期のみを独立した項目として設けるのではなく、通学環境全体の中で必要な配慮事項として位置付けています。
		90	スクールバスのルートと買い物弱者の同乗できる地域のバスルート。大学のキャンパスをつなげるような、各校が得意を育てる。雪の研究クラブ、音楽、野球、武道、等のスペシャルな場所づくりとしての空き学校利用へ。	前段については、第5回会議でも説明しているとおり、市では児童生徒の通学と一般の方の利用ができる市営バス化を進めています。後段は、この項と趣旨が異なるため回答を割愛します。
9		91	2行目「地域団体、民間事業者等」と「地域団体及び民間事業者等と」読点をすっきりさせるため	NO27に同じ。
9	<p>6.新たな中学校の配置 (2)学校立地の検討選定 新しい中学校の配置及び立地の検討に当たっては、将来の生徒数の推移、地域の人口分布、通学環境、財政負担及び安全性等を客観的・総合的に勘案し、長期的に持続可能な教育環境の確保を基本とします。 立地選定に当たっては、次の視点を基本的な判断基準とします。 第一に、学校教育活動に必要な施設機能を十分に確保できる用地規模を前提とし、校舎、体育施設、運動場、駐車場、除雪スペース等を一体的に整備可能な適切な面積を有すること。 第二に、都市計画、農地制度、文化財保護制度等の法令上の規制に適合し、計画的かつ円滑な整備が可能であること。 第三に、洪水・土砂災害等の自然災害の危険性が低く、地盤の安定性を確保できるなど、安全性が十分に担保されること。 第四に、生徒の通学における安全性及び利便性を確保する観点から、公共交通機関の活用が可能であり、冬期の通学条件にも配慮できること。 第五に、用地取得の実現性及び整備に係る経済性を踏まえ、長期的な財政負担の軽減が図られること。 第六に、周辺環境との調和を図り、地域資源の活用や地域との連携を促進できる立地であること。 また、本市の人口減少及び人口集積の状況を踏まえ、公共交通の利便性が高く、教育・医療・行政機能等の都市機能が集積する地域を基本として選定を進めるものとします。</p>	92	18行目「検討を進める」→「決定する」議論が相当深まったこと、アンケートを実施したことから、これらを基に立地を決定するで良いのではないか	ご意見のとおり、本方針の検討に当たっては、これまで関係者による検討や議論を重ねるとともに、児童生徒アンケートなども実施しながら、多様な視点から検討を進めてきました。一方で、本項は新しい中学校の配置や立地の検討に当たっての基本的な考え方や方向性を示すものであり、具体的な用地の決定については、今後、用地条件、災害リスク、地権者の理解、財政面などの詳細な調査・検討を行った上で、最終的に判断していく必要があります。 そのため、本方針においては「決定する」と断定する表現ではなく、「基本として検討を進めるものとします」とし、今後の具体的な検討や手続きを踏まえて判断していく考え方を示しています。 なお、これまでの議論やアンケートで示された意見や考え方については、今後の立地検討を進める際の重要な参考として活用していきます。
		93	18行目「特色ある教育活動、通学状況、地域性の観点から、小規模校の維持も検討します。」を追記。新しい大規模の中学校についての記載のみであるため	本方針の検討に当たっては、提言を尊重することとしています。同提言においては、子どもたちの学びを保障するため、5教科で教員複数配置が可能となる各学年3学級以上の適正規模を確保することを基本とし、人口予測を勘案しながら中期的な視点では全市で2校または3校とすることや長期的に1校とすることが示されています。そのうえで「特色ある教育活動、通学状況、地域性の観点から、小規模校を維持することもありえます。」としています。 市としては、将来の生徒数の推移や教育環境の確保、通学環境などを総合的に勘案し、子どもたちの学びにとってふさわしく長期的に持続可能な中学校の配置について検討を進めていく考えです。 本方針は、新しい中学校づくりの基本的な方向性や教育環境の在り方を示すことを主な目的としているため、現時点では特定の学校規模や個別の配置の在り方について詳細に記載するものとはしていません。 なお、小規模校の在り方については、今後の生徒数の動向や地域の状況を踏まえながら、提言の趣旨も参考にしつつ検討していくこととしており、次項において整理します。
		94	「(小規模)特認校の検討対象の可能性」を追記。あり方検討委員会の提言『中期的視点に立つ適正な配置』に記載があった	NO93に同じ。
		95	第一から第六までの順番はこれでよいのか。命を守る項目が一番ではないか	学校施設の整備や立地を検討する際には、生徒の安全確保は極めて重要な視点であると認識しています。本項においても、第三の視点として「洪水・土砂災害等の自然災害の危険性が低く、地盤の安定性を確保できるなど、安全性が十分に担保されること」を明記し、学校立地の重要な判断基準の一つとして位置付けています。 一方で、ここに示している第一から第六の視点は、学校立地を検討する際に必要となる主な観点を整理したものであり、記載の順序が重要度の順位を示すものではありません。実際の立地検討に当たっては、安全性はもとより、用地条件、法令上の規制、通学環境、財政面など、さまざまな要素を総合的に勘案して判断していく必要があります。 このため、現行の構成では学校施設として必要な条件を整理する観点から記載していますが、実際の検討においては、生徒の安全確保を最も重要な前提として検討を進めたいと考えており評価基準における配点も高くなっています。

ページ	方針(たたき台)	No	意見	意見の反映
その他	その他	96	<p>新しい中学校の学区編成 学校選択を可能とした時、A校とB校に極端な生徒数の偏りが出た場合、『適正規模』が維持できないという矛盾が生じる。ここをよく検討して文章にすべき</p>	<p>学校選択制度を導入した場合には、学校ごとの志願状況によって生徒数に偏りが生じ、学校規模に大きな差が生まれる可能性があることは指摘されています。一方で、提言も踏まえ、子どもたちの学びにふさわしい教育環境として、各学年3学級程度の適正規模を基本とする学校づくりは重要であると認識しています。</p> <p>特に中学校においては、教科担任制のもとで安定した教員配置を確保するとともに、多様な人間関係の中で学び合う教育環境を維持するためには、一定の学校規模を継続的に確保することが重要になります。</p> <p>そのため、規模が小さい学校に選択制を導入した場合、年度ごとの入学者数の変動によって学級数や教員配置などによる長期的な学校運営や通学体制の構築に支障が生じる可能性があります。こうした点を踏まえると、学校ごとの規模の安定性を確保する観点から、現在と同様に基本的には住所地に基づく学区制を基礎とした通学区域の設定を行うことが必要であると考えています。</p> <p>なお、今後、具体的な学区編成や通学区域の検討を進める際には、適正規模の確保を基本としながら、地域の状況や通学環境なども踏まえ、総合的に検討していきます。</p>
		97	<p>全体を通して、行政文としては堅実で模範的、普遍的で妥当な内容だと思うが。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆抽象度が高い ⇒ どの自治体でも使えそうな表現で、十日町らしさが見えにくい ◆文章が長く、読みにくい ⇒ 一文が長いので、要点がぼやけやすい印象 ◆実現性が見えにくい ⇒ 理念は明確だが、具体的な行動や特色が見えない ◆強いメッセージ性に欠ける ⇒ この地域だからこそ育てたいという熱量やストーリー性が弱い。 <p>よって、教科書的で印象に残りにくい。</p>	<p>本方針は、提言やプロジェクトによる検討、さらには児童生徒アンケートなどによる多様な意見をお聴きしたうえで、将来の中学校づくりの基本的な方向性を示すものとして整理しています。</p> <p>そのため、特定の施策や運営方法を詳細に示すものではなく、公立中学校として共通して求められる教育の基本や持続可能な教育環境の確保といった観点から、幅広い視点で捉えた内容となっています。行政が示す方針として一定の普遍性を持った表現としているのは、多様な意見を踏まえながら将来にわたって共有できる基本的な考え方を示すためです。</p> <p>公立中学校は法や制度のもとで教育活動を行うことから、学校運営の在り方についても制度的枠組みを踏まえて検討する必要があります。本方針では、その枠組みの中で子どもたちの学びを保障する教育環境の充実を基本としています。</p> <p>なお、本方針では、まず「育てたい子どもの姿(育成像)」を示し、その実現に向けて必要な教育体制や教育環境を整える構成とすることで、目指す子どもの姿からそれに向かう学校づくりへとつながるストーリーにしています。</p> <p>さらに、個別最適な学びや主体的・対話的で深い学びといったこれからも重視される教育の方向性を盛り込むとともに、十日町市の歴史や文化、自然、産業など地域資源を生かした学びを大切にすることも示しています。</p> <p>また、本方針では、教育の質を持続的に確保・向上していく観点から、学校マネジメントの考え方についても位置付けています。教育活動を支える組織体制や運営の在り方まで含めて示すことで、理念にとどまらない実効性のある学校づくりにつなげることを意図しています。</p> <p>このように、本方針は全国的な教育の方向性を踏まえつつ、地域と関わりながら学ぶ学校づくりを進めることで、「育てたい子どもの姿」の実現につながる中学校の在り方を示したものです。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>